

Vol. 2 / Serial
No. 45

2012. 7. 1.
(9pgs)

Copyright (c) 2012 by Bosai Plus. All rights reserved.

■ CONTENTS ■

- P.1 <白書の“東日本大震災まとめ”
防災白書～「ゆるぎない日本」を>
 - P.3 文部科学白書
 - P.4 科学技術白書
 - P.5 男女共同参画白書
 - P.6 <防災を読み解くキーワード>
「キーポスト」
「北海道シェイクアウト」
 - P.7 <青森／仙台発>
大震災を教訓に、
実践的な避難所運営訓練、
防災訓練を実施
 - P.8 ClipBoard ～着信あり!
災害・防災情報リンク集
- <特設コーナーへのリンク>
★2012年7月/8月の
防災イベントと災害カレンダー
★2012年通年防災カレンダー
★2011年に起きた主な災害
★進呈! (イベント解説付き/PDF版)
「2012年防災イベントカレンダー」

各ページの青文字をクリックすると
情報源へジャンプします。

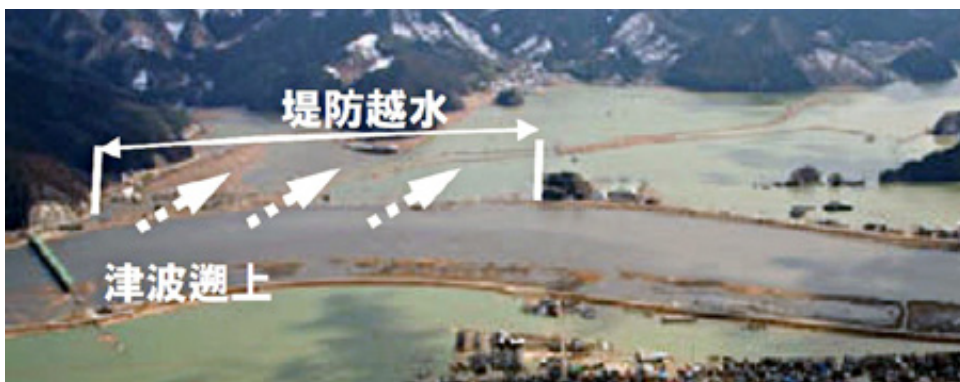


www.bosai-plus.info

Bosai Plus ホームページでも、いろいろ
ご活用いただける話題を提供しています。
ぜひ「お気に入り」にお加えください。

<特別企画:白書の“東日本大震災まとめ”>

2012防災白書～ 万全の災害対策で「ゆるぎない日本」を 本紙異見～「災害にゆらぐ日本」の現実を直視、自助・共助に活路を拓け



上写真は、東日本大震災での“河川津波”による北上川・釜谷地区右岸の被災状況(国土交通省「河川津波対策検討会」資料より)。2012年版防災白書は、「災害への対応に当たっては想定外があってはならず、想像力を働かせ、より多くの教訓を導き出す」としている。国土交通省は今後、河川津波対策を洪水、高潮と並んで海岸管理と一体化し、計画的に防御対策を検討するとしている。白書はこうも言う——「災害対策に当たっては、被害が大きかった現象のみならず、それ以外に起きた現象から得られる教訓等にも着目しなければならない」……

【国は 東日本大震災をどうまとめたか——各種白書から】

■ 防災白書、文部科学・科学技術・男女共同参画など各種白書の「東日本大震災」

本紙が前号で今国会(第180回)で審議中としていた内閣提出の「災害対策基本法の一部を改正する法律案」が、提出から1カ月を経た6月19日に衆議院において一部修正の上可決され、翌20日、参議院で可決成立した。同法は付則に、今後も「東日本大震災への対応をさらに検証していくなかで速やかに必要な措置を講ずる」としており、本格的な災害対策基本法改正への一歩として位置づけられる。

いっぽうこの時期、「防災白書」をはじめ各種“白書”(年次報告書)が国の府省庁から公表されている。本企画がここで取り上げるのは、「防災白書」のほか「文部科学白書」、「科学技術白書」、「男女共同参画白書」だ。東日本大震災から1年余、国はこの大震災をどのように総括し、どのような教訓を得、どのように国民(市民・住民)に伝えようとしているかを概観する。

防災白書は「災害対策基本法」に基づく法定白書で、「2012年版防災白書」は6月19日、閣議了承された。今年には1963年の発行開始以来50回目の節目となる。昨年版の防災白書(2011年6月14日閣議了承)で緊急的に東日本大震災を特集したが、発災後間もない応急的などりまとめであった。今般の白書で引き続き東日本大震災を特集として取り上げ、現在の復旧・復興状況を報告、大震災を踏まえたわが国の今後の災害対策の方向性について展望している。

●「2012年版 防災白書」——万全の災害対策、「ゆるぎない日本」

教訓の継承のために防災教育に並々ならぬ努力を

「2012年版 防災白書」は4部構成で、第1部が東日本大震災特集となる。第1編で大震災の「概要と復興に向けた取組み」を、第2編で4章にわたって「教訓と教訓を踏まえた災害対策」を述べている。

<第1部 第1編 大震災の概要と復興に向けた取組み>

死者・行方不明者は12都道県で死者1万5859人、行方不明者3021人(2012年5月30日時点)、住家被害は、全壊が10都県で約13万棟、半壊が13都道県で約26万棟、液状化による宅地被害は、東北から関東にかけての9都県で約2万7000件などの被害状況をまとめたほか、復旧

の状況として、避難者の状況、事業者の再建支援の状況、「復興庁」の設置などを紹介。また、東京電力福島第一原子力発電所事故への対応、原子力被災者への対応を説明している。

〈第1部 第2編 大震災を踏まえた災害対策の推進〉

東日本大震災の災禍は、これまでのわが国の災害対策の基本的な考え方——被害想定内の防災対策を根底から覆した。白書は、「大震災の災禍を再び繰り返さないように教訓を導き出し、その得られた教訓を忘れないように不断の努力を尽くしていかなければならない」と厳しく反省し、その際、「災害への対応に当たっては想定外があってはならず、想像力を働かせ、より多くの教訓を導き出すことも必要」とし、第1章ではそうした教訓例を上げている——

- ・災害対策の検討に当たっては、楽観的な想定ではなく、悲観的な想定を行う
- ・発災直後の不十分な情報の下でも災害対策を行えるように、日頃からの備えや訓練が必要
- ・住民の避難や被災地方公共団体への支援等については、甚大な被害が広範囲にわたって発生することを想定、広域的な対応を有効に行うことができる制度に
- ・得られた教訓は、防災教育等を通じて後世へしっかりと引き継ぐ、並々ならない努力を



内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」は、2012年3月の中間取りまとめで南海トラフの巨大地震の新たな想定震源断層域を設定(上図)、中央防災会議が2003年に公表した東海・東南海・南海地震の想定震源断層域よりも大きく拡大することとなった。同検討会は、2012年3月31日に開催された第15回検討会で最大クラスの震度分布・津波高の推計結果を第1次報告として取りまとめたが、それによると、震度6弱以上が想定される地域は24府県687市町村、震度6強以上が想定される地域は21府県395市町村、震度7が想定される地域は10県153市町村にのぼる。また、満潮位の津波高10m以上が想定される地域は11都県90市町村、満潮位の津波高20m以上が想定される地域は6都県23市町村となっている(「2012年版防災白書」より/画像クリックで拡大画像へ)

社会の総力をあげて地域防災力の向上を

第2章では、中央防災会議や各府省庁で現在までに取り組んできている主な法制度の改善、対応策の実施、マニュアル等の改訂等について記述。

第3章は「政府として今後更なる取組みが求められる災害対策」。このなかで、「減災」の考え方を災害対策の基本方針として機能するよう法的な位置づけを検討するとした。また、国・地方公共団体による「公助」の限界を踏まえ、社会の総力をあげて地域の防災力の向上を図る必要があるとし、国民一人ひとりや企業が自らの命、安全を自ら守る「自助」、地域住民や企業、ボランティア、団体などが協働して地域の安全を守る「共助」の理念やそれぞれの役割について法的に明らかにし、具体的方策、企業の事業継続計画(BCP)の策定を促進するための法的な位置づけや具体的な支援措置の充実などについて検討していく必要があるとした。

いっぽう、東日本大震災で「災害対策基本法」制定以来初めて緊急災害対策本部が設置されたが、その機能・有効性について総括が必要とした。また、復興段階の制度的な枠組みがなかったことから、大規模災害での復興に関する制度的な枠組みについて検討すべきとしている。ほかに、津波避難のあり方、被災者支援を見直すことが必要とした。

白書は今後想定される大規模災害としてとくに「南海トラフ巨大地震」と「首都直下地震」を取り上げ、その対策の方向性を記している。

▼「南海トラフの巨大地震」対策

想定される最大クラスの震度分布・津波高は極めて厳しいものがあり、最大級の津波に対して住民避難を軸としたソフト・ハードを組み合わせた総合的な災害対策が必要。地震対策大綱の策定、地方公共団体等への支援措置のあり方、東海地震、東南海・南海地震それぞれに存在する既存の法制度のあり方についても検討を進める。

▼「首都直下地震」対策

首都圏における被害の大きさや社会経済に与える影響は極めて甚大で、首都中枢機能の継続性確保、膨大な数の避難者対策、広域応援体制、帰宅困難者対策等について対策を強化する必要があることを認識、首都中枢機能を確保するために、防災関係機関の組織を超えた連携を求めている。また、こうした対策を推進していくため現在の首都直下地震対策大綱を見直すほか、対策実施のための支援措置の在り方について検討を進めるとしている。

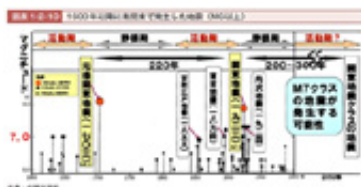
白書は、「災害対応に想定外はあってはならない」、「悲観的な想定で想定外を避ける」、そして「ゆるぎない日本」を構築すべきという認識を貫いている。これは中央防災会議の「防災対策推進検討会議」の中間報告(2012年3月7日公表/本紙3月15日号既報)に呼応するが、本紙は同中間報告のリポートに当たって、「これまでの防災対策を“抜本から見直す”方針であれば、国・行政が目指すべきは、『減災』という『公助の限界』を国民・市民に正直に明確に伝えることだ。要は、国は『ゆらぐ日本』をありのまま受けとめ、国民に対しては、『自助・共助で生き延びてください』と言うべきだろう」とした。

本稿冒頭で「災害対策基本法の一部を改正する法律案」の成立を伝えたが、この改正で、地方防災会議委員に自主防災組織を構成する住民などが加わる体制ができる。遅ればせながら、やっと市民・住民が委員として地域防災計画の策定に加わる。

国の公助拡充への努力は多とするが、国民総力として防災力を高める観点からはむしろ、「災害に想定外は常にあり得る」とし、「災害にゆらぐ日本」の現実を直視して、国民の自助・共助の全面的な支援・育成策をもって災害対策の活路を切り開く、としてほしいところだ。

[>>「2012年版 防災白書」\(内閣府 防災情報のページ「防災白書」\)](#)

[>>中央防災会議「防災対策推進検討会議」\(中間報告要旨\)](#)



首都圏では、1923年に発生した関東大地震(関東大震災)のような海溝型のM(マグニチュード)8クラスの巨大地震が200~300年間隔で発生するものと考えられている。現在、関東地震から約90年を経過したところであり、次の海溝型巨大地震の発生は、今後100年から200年程度先と考えられている。いっぽう、次の海溝型の地震に先立って、M7クラスの「首都直下地震」が数回発生することが予想されており、その切迫性が指摘されている(「2012年版防災白書」より/画像クリックで拡大画像へ)